

# 小児がん患者ワクチン 再接種費用の助成について

小児がん患者は骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの予防接種法に基づく定期の予防接種（以下「定期予防接種」）の予防効果が期待できないと医師に判断され、定期予防接種の再接種（以下「再接種」）が必要になる方に、再接種の費用の一部を助成することで、経済的負担を軽減するとともに疾病の発生及びまん延の防止を目的としています。

対象者：（１）～（４）の要件をすべて満たす方

- （１） 再接種を受けた日及び申請日のいずれにおいても当町に住所がある方
- （２） 骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されている方
- （３） 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるものであること
- （４） 令和２年４月１日以降に再接種を受けた方

助成額： 再接種に要した費用 又は再接種した年度における町の同一の定期予防接種の委託料単価のいずれか低い額

手続き： 保健センターに以下の書類を持って、再接種した日より１年以内に手続きを行ってください。

## 《 手続きに必要なもの 》

- ・ 輪之内町小児がん患者ワクチン再接種費用助成金交付申請書兼請求書
- ・ 輪之内町小児がん患者ワクチン再接種費用助成に関する理由書
- ・ 母子健康手帳等の写し（骨髄移植手術その他の理由が生じる以前の定期予防接種の履歴が確認できるもの）
- ・ 領収書（再接種を受けた医療機関名、日付、再接種の種類が記載されてもの）
- ・ 「再接種に係る予診票（接種医及び保護者の署名があるもの）の写し」又は「母子健康手帳」、「予防接種済証」、「その他の再接種を受けたことが分かるもの」の写し
- ・ 振り込み先が分かるもの（通帳など）
- ・ 印鑑（スタンプ式でないもの）



問い合わせ先 輪之内町保健センター ☎69-5155